

令和7年度 単位老人クラブ補助金申請の手引き

1. 対象となる老人クラブ

○地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、「福岡市老人クラブ運営基準」をすべて満たす団体

〈主な要件〉

- ・会員の年齢がおおむね60歳以上であること
- ・初めて申請する団体は30人以上、それ以外の団体は20人以上の会員がいること
- ・会費などの自主財源があること（町内会の助成金や繰越金など、何らかの自主財源がある場合は、会費を徴収していなくても、要件を満たすものとします）

2. 補助の対象となる活動

① 社会奉仕活動

清掃美化活動、交通安全活動、防犯活動、火災予防運動、リサイクル活動、施設訪問、花壇植栽、地域見守り活動（友愛訪問活動を除く）、世代間交流など

② 生きがいを高める活動

教養講座、学習会、講演会、研修会、サークル発表会、作品展示会、演芸会、各種趣味講座（民謡・短歌・詩吟・歌・踊り・絵画・手工芸等）
社会見学、地域のお祭りへの参加、カラオケ会、ビデオ鑑賞会など

※ 飲酒を伴う活動 及び 宿泊旅行は対象になりません。

③ 健康増進活動

健康体操、体力測定、健康講座、健康料理教室、各種スポーツ、歩こう会、グラウンド・ゴルフ、ソフトダーツ、ウォーキング、校区運動会への参加など

④ ①～③を行うための会議 ※令和5年度から追加

定例会、総会、役員会など

【ご注意ください】

- ・活動は、年間を通じて行う必要があります（毎月1回以上）。年間を通じて活動していない場合は、補助金の返還が必要になりますのでご注意ください。
- ・毎月10人以上の会員の参加が必要です。ただし、酷暑・厳寒期や、雨天・台風・降雪等の荒天、感染症の流行などの理由で、参加人数が10人未満だった場合は補助要件を満たすこととします（この場合は、実績報告書に理由を記載してください）。

3. 補助の対象となる経費

- 「補助の対象となる活動」に必要な経費は、原則、補助の対象となります。
※ 記載の金額は全て税込みです。

区分	説明（内容など）
補助対象の経費	需用費 ・事務用品・印刷代 ・活動用品（スポーツ用具、清掃用具、花苗、カラオケ機材等）、修理代 ・被服代（ジャンパー等）、衛生用品（マスク、消毒液） ・料理教室等の食材代、活動時の茶菓代（必要最小限の範囲）、昼をまたぐ場合の弁当代（お茶等含む。1人1回1,500円以内）等 ※飲食費は、上に記載があるもの以外は補助対象となりません。
	役務費 ・郵便代 等
	旅 費 ・大会等の会場へ向かう交通費（バス・地下鉄、タクシー代）等
	使用料 及び 賃借料 ・会場・グラウンド使用料、レンタル料金 ・研修旅行のバス料金（福祉バス利用を除く） ・有料道路利用料金、駐車料金 等
	報償費 ・講師謝礼 ・トロフィー、記念品（敬老祝品等、1品1,000円以下）等 ※記念品について、現金及び金券類は補助対象となりません。
	備品購入費 ・物品購入費（1品5万円以上のもの） ※実績報告時にカタログ及び領収書の写しを提出してください。
	委託料 ・イベント開催に係る委託料 等
	賃 金 ・アルバイトに支払う賃金 等

4. 補助の対象とならない経費

補助対象外の経費

【注意】次の経費は、補助対象となりません。

- ・役員手当、慶弔費、市老連・区老連の会費、募金
- ・市が別に補助している経費（友愛訪問、福祉バスの団体負担分利用料）
- ・飲酒を伴う活動、宿泊旅行などの単なる娯楽事業の経費
- ・老人クラブ以外が行う事業の経費（ただし、地域の行事への参加等老人クラブが自らの活動の一環として行うものは補助対象となります）
- ・社会通念上、対象経費としてふさわしくないと考えられるもの
 - 本人が負担することが適当な費用（史跡の拝観料等）
 - 個人の利益となるような物品等に係る経費（個人所有となる物品等）

5. 補助の上限額

年額57,600円（※補助対象経費にかかる年間の支出合計額が、57,600円より少ない場合は、実際に支出した額が補助額になります。）